○栗原市物品調達等に係る競争入札の参加資格承認等に関する要綱

平成２０年１月２１日
告示第９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、栗原市財務規則（平成１７年栗原市規則第３８号）第８７条及び第８８条の規定に基づき、市が発注する物品の買入れ又は役務の提供（以下「物品調達等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該資格の承認その他手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（平３０告示９０・令４告示２９８・一部改正）

（申請者の資格）

第２条　入札参加資格承認（入札参加資格に係る市長の承認をいう。以下同じ。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

(1)　契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)　第１３条第１項の規定による入札参加資格承認の取消しを受け、同条第３項に規定する期間（以下「入札参加資格喪失期間」という。）を経過していない者（第１２条の規定に該当する者を除く。）

(3)　第１３条第１項第４号に該当する行為をした日（公正取引委員会が当該行為があったと認める日）から２年を経過していない者であって、市長が不適当と認めるもの（前号に掲げる者を除く。）

(4)　その営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

(5)　市長が別に定める国税及び地方税を完納していない者

(6)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が、代表取締役（個人が事業を行う場合には、その代表）として会社を経営し、又は取締役その他の役員として会社運営に関与し、若しくは実質的に経営を支配していることが判明した者

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

（平３０告示９０・令４告示２９８・一部改正）

（入札参加資格承認等の実施）

第３条　市長は、定時入札参加資格承認を２会計年度に１回行うものとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、入札参加資格承認を受けていない者から入札参加資格承認の申請に係る申請書（以下「随時申請書」という。）の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、毎年度４月、７月、１０

月及び１月の初日（以下「承認日」という。）に入札参加資格承認を行うものとする。

３　市長は、第６条第１項の規定による入札参加資格承認を受けた者で、かつ、第７条に規定する入札参加資格の有効期間が満了していないもの（以下「有資格者」という。）から承認を受けた品目又は業種（以下「業種等」という。）のほかに、新たな業種等の追加承認に係る申請書（以下「追加申請書」という。）の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、承認日に入札参加資格の業種等の追加承認を行うものとする。

（令４告示２９８・一部改正）

（入札参加資格承認等の申請）

第４条　前条第１項又は第２項の規定による申請者は、物品調達等入札参加資格審査申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　法人にあっては登記事項証明書を、個人にあっては契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないことの証明書

⑵　市長が別に定める国税及び地方税の納税証明書

⑶　その営業に関し許可、認可等を必要とする営業においては、これらを受けていることを証明する書類

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、必要に応じて、申請者に対し、第６条第１項の規定による審査に必要な書類を提出を求めることができる。

（令４告示２９８・一部改正）

（申請書等の受付期間）

第５条　第３条第１項の規定による定時入札参加資格承認に係る申請書（以下「申請書」という。）の受付期間は、入札参加資格承認を行う日の属する年度の前年度の１２月１日から２月末日までの間で、市長が別に定める期間とする。

２　随時申請書及び追加申請書の受付期間は、承認日の１箇月前までとする。

（令４告示２９８・一部改正）

（入札参加資格の審査等）

第６条　市長は、申請書、随時申請書又は追加申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、栗原市工事請負業者選定委員会規程（平成１７年栗原市訓令第６６―１号）第２条に規定する特別業者選定委員会（以下「特別業者選定委員会」という。）に諮り、入札参加資格の承認を決定するものとする。この場合において、入札参加資格を承認すると決定したときは物品調達等入札参加資格承認通知書（様式第２号）を、承認しないと決定したときは入札参加資格不承認通知書（様式第３号）を申請者に送付するものとする。

２　市長は、前項の規定により承認すると決定した者（以下「資格承認者」という。）を遅滞なく、物品調達等に係る競争入札参加資格承認者名簿（様式第４号）

に登録しなければならない。

（令４告示２９８・一部改正）

（入札参加資格の有効期間）

第７条　入札参加資格の有効期間は、市長が指定した２会計年度とする。ただし、有資格者が申請書を提出したときは、市長が当該申請に係る物品調達等入札参加資格承認通知書又は入札参加資格不承認通知書のいずれかを送付するまでの間は、有資格者は入札参加資格の有効期間満了後においても入札参加資格を有するものとみなす。

（令４告示２９８・一部改正）

（変更届）

第８条　有資格者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その事実を証する書類を添えて、遅滞なく、入札参加資格登録内容変更届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

(1)　法令等の登録の登録番号及び登録年月日

(2)　商号又は名称

(3)　住所又は所在地

(4)　代表者又は受任者の氏名

(5)　電話番号及びファクシミリ番号

(6)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平３０告示９０・令４告示２９８・一部改正）

（入札参加資格喪失届）

第９条　有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、次条に規定する入札参加資格の承継申請を行う場合を除き、速やかに、入札参加資格喪失届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

(1)　第２条第１号に該当したとき。　成年後見人等

(2)　第２条第２号又は第３号に該当したとき。　有資格者

(3)　死亡したとき。　その相続人

(4)　合併により消滅したとき。　その役員であった者

(5)　破産手続開始の決定により解散したとき。　その破産管財人

(6)　特別清算が開始されたとき。　その清算人

(7)　合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき。　その清算人

(8)　入札参加資格承認を受けた業務の営業を廃止したとき。　有資格者

(9)　１年以上営業を休止しようとするとき。　その有資格者

(10)　その営業に関し必要な許可、認可等の効力がなくなったとき。　有資格者

（平３０告示９０・令４告示２９８・一部改正）

（入札参加資格の承継）

第１０条　有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者（当該者が第２条各号のいずれにも該当しない場合に限る。）は、承認

日にかかわらず市長の承認を受けて、入札参加資格を承継することができる。

(1)　有資格者が死亡したとき。　その相続人

(2)　法人を設立したとき。　その法人

(3)　企業再編を行い、合併したとき。　合併後の法人

(4)　企業再編を行い、分割又は事業譲渡によりその事業の全部を承継したとき。　その事業を承継した法人

２　前項の承認を受けようとする者（以下「承継申請者」という。）は、入札参加資格の承継の原因を証する書面を添えて、入札参加資格承継申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、特別業者選定委員会の委員長の決裁を受けて、入札参加資格の承継を決定するものとする。この場合において、入札参加資格の承継を承認すると決定したときは入札参加資格承継承認通知書（様式第８号）を、承認しないと決定したときは入札参加資格承継不承認通知書（様式第９号）を承継申請者に送付するものとする。

４　入札参加資格の承継の承認を受けた者の入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格の被承継者の有効期間の残存期間とする。

（平３０告示９０・令４告示２９８・一部改正）

（追加承認申請）

第１１条　追加承認申請をしようとする者（以下「追加申請者」という。）は、物品調達等入札参加資格承認業種等追加申請書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　追加の承認を受けようとする業種等に関し許可、認可等を必要とする営業においては、これらを受けていることを証明する書類

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

２　市長は、必要に応じて、追加申請者に対し、第６条第１項の規定による審査に必要な書類の提出を求めることができる。

（令４告示２９８・一部改正）

（申請の特例）

第１２条　次条第１項第４号の規定により入札参加資格承認を取り消された者で、第１５条第１項の規定による資格制限の期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加するためにその日の属する年度に係る入札参加資格承認を受けようとするものは、当該資格制限の期間内であっても、第５条第１項に規定する期間内において、当該年度に係る入札参加資格承認の申請を行うことができる。

（令４告示２９８・一部改正）

（入札参加資格承認の取消し等）

第１３条　市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格承認を取り消すものとする。

(1)　第９条各号のいずれかに該当することとなった後に届出がないとき。

(2)　契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にしたとき。
(3)　詐欺その他不正な手段により有資格者となったとき。
(4)　次のいずれかに該当する行為を行ったことが判明し、第１５条第１項の規定による資格制限を受けたとき。
ア　刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６第１項に規定する公契約関係競売等妨害若しくは同条第２項に規定する談合又は同法第１９８条に規定する贈賄
イ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項第１号に違反する行為
(5)　第２条第６号に該当すると判明したとき。
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により入札参加資格承認を取り消したときは、入札参加資格承認取消通知書（様式第１１号）により、入札参加資格承認を取り消した者に通知するものとする。

３　入札参加資格承認を取り消された者は、前項の通知があった日から２年間（第１項第４号に該当する場合は、第１５条第１項の規定による資格制限を受けた期間）は、入札参加資格を失う。

４　第１項第３号又は第５号により入札参加資格承認を取り消された者は、入札参加資格喪失期間中、市が発注する業務等を下請し、又は受託することができない。

（令４告示２９８・一部改正）

（登録の抹消）

第１４条　市長は、入札参加資格喪失届を受理したとき、又は前条第１項の規定により入札参加資格承認を取り消したときは、物品調達等に係る競争入札参加資格承認者名簿から当該有資格者の登録を抹消しなければならない。

（令４告示２９８・一部改正）

（入札参加資格の制限）

第１５条　市長は、有資格者が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、別に定めるところにより、当該有資格者に対し競争入札に参加する資格の制限（以下「資格制限」という。）を行うことができる。

２　市長は、資格制限を行うときは、あらかじめ、特別業者選定委員会において審議するものとする。

３　市長は、資格制限を行うときは、理由を付してその旨を当該資格制限を受ける者に通知しなければならない。

（令４告示２９８・一部改正）

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、入札参加資格に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令４告示２９８・一部改正）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に参加資格を受けている者は、当該参加資格の有効期間が満了する日までの間は、第６条の規定による参加資格の承認の決定を受けた者とみなす。

附　則（平成３０年３月３０日告示第９０号）

（施行期日）

１　この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の栗原市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の栗原市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定による様式とみなす。

附　則（令和４年１０月３１日告示第２９８号）

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の栗原市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定による諸様式で、取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の栗原市物品調達等に係る競争入札の参加資格承認等に関する要綱の規定による様式とみなす。

様式　略